○関東地方整備局告示第三百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十三日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	八番三市国分六丁目九八二番一六から同市国分六丁目九五まで（ただし、関係図面にある部分のみ。）	都関東地方整備局及び同局首務備局事所

供用開始の期日　平成二十四年九月十三日

○近畿地方整備局告示第百八十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年九月十三日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　22

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社オーネックス

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	高岡　良祐
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年七月三十日

四　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	中野健太郎、孝子　由紀

(2)　変更年月日

平成二十四年八月十七日

○四国地方整備局告示第百十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十四年九月十三日

四国地方整備局長　川崎　正彦

一　登録番号

四国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　愛媛建築住宅センター

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	高橋健太郎

(2)　変更年月日

平成二十四年八月十七日

○九州地方整備局告示第百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年九月十三日

九州地方整備局長　吉崎　収

第１　起業者の名称　九州電力株式会社

第２　事業の種類　特別高圧送電線木佐木柳川線保全事業

第３　起業地

１　収用の部分　なし

２　使用の部分　福岡県柳川市三橋町百町字赤太郎及び字幽谷、正行字久富並びに蒲船津字井ノ口地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県三潴郡大木町大字侍島地内の木佐木変電所から福岡県柳川市横山町地内の柳川変電所までの亘長6.694㎞の区間を全体計画区間とする「特別高圧送電線木佐木柳川線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第３条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である九州電力株式会社は、電気事業法第３条第１項の許可を受けた一般電気事業者である。また、電気事業法第18条により起業者は電気の供給義務を課されており、本件事業は、福岡県柳川市及びその周辺地域（以下「当該地域」という。）へ供給信頼度向上を図る目的で昭和59年３月に増強工事を完了した送電線路を保全する事業である。さらに、本件事業に要する資金を自己資金により調達していることから、九州電力株式会社は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

特別高圧送電線66kV木佐木柳川線（以下「木佐木柳川線」という。）は、福岡県三潴郡大木町大字侍島地内の木佐木変電所から福岡県柳川市横山町地内の柳川変電所を結ぶ送電線路である。木佐木柳川線は、年々増加する電力需要に伴い、同線路に常時潮流超過が生じること、及び三池変電所（福岡県大牟田市大字橘地内）から大和変電所（福岡県柳川市大和町栄地内）へ電力を供給している特別高圧送電線66kV三池大和線の事故時に供給支障が生じる対策として、昭和59年３月に増強工事を完了し現在に至っており、当該地域への電力供給のため欠くことのできない重要な役割を果たしている。仮に木佐木柳川線が機能しなくなれば、既設の三池変電所から66kV三池大和線、66kV大和分岐線、66kV西鉄柳川分岐線を経由して柳川変電所へ電力を供給する方法しかないが、66kV三池大和線には送電線容量66MWを超過した潮流72MWが流れ、また66kV大和分岐線には送電線容量32MWを超過した潮流45MWが流れることとなるため、この方法では供給は不可能であり、柳川変電所から当該地域への供給支障が発生する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、土地の改変等、工事の実施を伴うものではなく、周辺環境及び埋蔵文化財に与える影響はないものとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業計画は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）等に定める規格に適合していると認められる。